

柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第51号

柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則

柔道整復師法施行細則（昭和46年岩手県規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号。以下「法」という。）及び<u>柔道整復師法施行規則（平成2年厚生省令第20号。以下「省令」という。）</u>の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(届書の様式)</p> <p>第2条 法及び<u>省令</u>の規定により提出する<u>届書</u>は、<u>様式第1号から様式第3号まで</u>によらなければならない。</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第3条 <u>省令</u>の規定により知事に提出する<u>届書</u>は、<u>所管保健所長を経由しなければならない。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号。以下「法」という。）及び<u>柔道整復師法施行令（平成4年政令第302号。以下「政令」という。）</u>の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請書等の様式)</p> <p>第2条 法及び<u>政令</u>の規定により提出する<u>申請書等</u>は、<u>別に定める様式</u>によらなければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第1号から様式第3号までを削る。

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の柔道整復師法施行細則第2条に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した届書については、なお従前の例による。